

高速船規則

高速船規則検査要領

高速船規則
高速船規則検査要領

2017 年 第 1 回 一部改正
2017 年 第 1 回 一部改正

2017 年 6 月 1 日 規則 第 27 号／達 第 24 号

2017 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

2017 年 2 月 20 日 理事会 承認

2017 年 5 月 9 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

高速船規則

規則

2017 年 第 1 回 一部改正

2017 年 6 月 1 日 規則 第 27 号

2017 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

2017 年 2 月 20 日 理事会 承認

2017 年 5 月 9 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2017 年 6 月 1 日 規則 第 27 号
高速船規則の一部を改正する規則

「高速船規則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

2 編 船級検査

1 章 通則

1.1 検査

1.1.5 として次の 1 条を加える。

1.1.5 機関確認運転

-1. 定期検査時には、検査員立会により主機及び補機の確認運転を行い異常のない事を確認しなければならない。また、主機、補機又は操舵装置に対し大規模な修理工事を行った場合、検査員は海上試運転を要求する事がある。

-2. 長期入渠工事後には、検査員が必要と認めた場合、検査員立会により主機及び補機の確認運転を行い異常のない事を確認しなければならない。また、主機、補機又は操舵装置に対し大規模な修理工事を行った場合、検査員は海上試運転を要求する事がある。

3 章 定期的検査及び機関計画検査

3.8 機関の定期検査

3.8.1 現状検査

-3.として次の1項を加える。

- 1. **3.7.1**に規定する現状検査を行う。
- 2. 前-1.のほか、次の**(1)**から**(3)**に掲げるものについて現状検査を行う。
 - (1) 主機
ディーゼル機関は、次の**(a)**から**(c)**に掲げる検査を行う。
 - (a) 台板及び架構の要部並びに機関据付けボルト、チョックライナ及び支柱ボルトを検査する。
 - (b) クランク室開閉扉及び過圧防止逃し弁並びに掃気室保護装置を検査する。
 - (c) 防振ダンパ、ディチューナ、バランス及びコンペンセイタを検査する。
 - (2) 焼却設備
焼却設備の要部を検査する。
 - (3) 機関予備品及び属具
機関予備品及び属具を検査する。
- 3. **1.1.5-1.**に掲げる確認運転を行う。

2 編 船級検査

3 章 定期的検査及び機関計画検査

3.10 機関計画検査

3.10.4 を次のように改める。

3.10.4 定期的な検査*

前 3.10.2 及び 3.10.3 に規定する検査に代えて、3.2.3 及び 3.2.4 に規定する中間検査及び定期検査の時期に、次の(1)及び(2)に規定する検査とすることができる。また、これらの時期以外に手入れ等のため、船主が自主的に機関等について開放した場合は、必要に応じ検査を行う。

- (1) 中間検査時には、表 3.10.2 に掲げる検査を行い、良好な状態であることを確認する。また、各種二重装置を備える場合は、いずれか一方の検査にとどめて差し支えない。ただし、製造後 11 年未満の内燃機関にあっては、点検・整備記録、事情聴取等から判断して、検査員が差し支えないと認める場合には、表 3.10.2 に掲げる検査に代えて効力試験（海上試運転）とすることができる。
- (2) 定期検査時には、表 3.10.1 に掲げる検査を行い、良好な状態であることを確認する。ただし、ガスタービンの開放検査に関し、陸上保管された予備機とのローテーションによる検査を行う場合には、検査準備の手順、予備機の陸上保管方法等を含んだ受検計画書を提出の上、本会の承認を得る必要がある。また、製造後 11 年未満の内燃機関については、登録検査又は前回の定期検査後の中間検査、臨時検査で表 3.10.1 又は表 3.10.2 に掲げる検査に準じた検査が実施されており、検査の記録等から判断して、検査員が差し支えないと認める場合には、表 3.10.1 に掲げる検査の一部又は全部を省略することができる。

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2017 年 6 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 編 船級検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面その他の書類*

-1.(2)を次のように改める。

-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については、工事に着手するに先立ち、次の**(1)**から**(3)**に掲げる図面その他の書類を提出して、本会の承認を得なければならない。船級登録申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査申し込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

((1)は省略)

(2) 機関関係

((a)から(g)は省略)

(h) 自動制御及び遠隔制御

((i)から v)は省略)

vi) 9 編 12.1.1-3.の適用を受けるコンピュータシステムに関する図面及び資料

((i)及び(j)は省略)

((3)及び(4)は省略)

9 編 機関

12 章 自動制御及び遠隔制御

12.1 一般

12.1.1 適用*

-3.として次の1項を加える。

-1. 本章の規定は次の機器及び装置の自動制御及び遠隔制御を行うための設備に適用する。

- (1) 主機（電気推進船にあつては推進用発電装置を除く。）
- (2) 可変ピッチプロペラ
- (3) 蒸気発生装置
- (4) 発電装置（電気推進船にあつては推進用発電装置を含む。）
- (5) 前(1)から(4)に掲げる装置に関連する補機器
- (6) 燃料油装置
- (7) ビルジ装置
- (8) 甲板機械

-2. 本会が必要と認める場合には、前-1.(1)から(8)に掲げる以外の機器及び装置の自動制御及び遠隔制御を行うための設備に対して本章の規定を準用する。

-3. 前-1.及び-2.に加えて、本会が必要と認める機器及び装置の機能を果たすために、コンピュータシステムを使用する場合は、当該コンピュータシステムの設計、構造、試運転及び保守は、本章の規定によるほか、本会の別に定めるところによらなければならない。

附 則（改正その2）

1. この規則は、2017年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

2 編 船級検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面その他の書類*

-1.(2)を次のように改める。

-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については、工事に着手するに先立ち、次の**(1)**から**(3)**に掲げる図面その他の書類を提出して、本会の承認を得なければならない。船級登録申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査申し込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

(1) 船体関係

((a)から(v)は省略)

(2) 機関関係

((a)から(i)は省略)

(j)電気設備

i) 図面：

- 1) 電気推進用の発電機、電動機及び電磁滑り継手の全定格、主要な寸法、材料及び重量を記入した組立断面図
- 2) 推進用制御装置の接続図
- 3) 100kW（又は kVA）以上の船用発電機（主、補助、非常用）の全定格、主要な寸法、材料及び重量を記入した組立断面図
- 4) 主及び非常発電盤の組立図（遮断器、ヒューズ、計線、電線等の主要部品の仕様を含む。）及び接続図
- 5) 電気機器及び回路配置図
- 6) 各回路の負荷状況、定格電流、推定短絡電流、電圧硬化、ケーブルの種類と導体の大きさ、遮断器の定格と調整値、ヒューズとスイッチの定格、遮断器とヒューズの遮断容量を記入した回路系統図

ii) 資料：

- 1) 推進用制御装置の動作説明書
- 2) 電力調査表
- 3) 高圧電気機器要目表（耐電圧試験値記入のこと）
- 4) 高調波フィルタを備える配電系統（ポンプモータ等、単一の機器のみに使用されるものを除く。）をもつ船舶にあっては、以下の資料
 - i) 電圧総合波形ひずみ率計算書
 - ii) 高調波フィルタ運用手引書

(3) 低引火点燃料船では、**鋼船規則 B 編 2.1.2-1.(5)**に規定される図面及びその他の書類

- (4) その他本会が必要と認める図面及び書類

2.1.6 船上に保持すべき図面等*

-1.(2)を次のように改める。

-1. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものについて、完成図が船舶に備えられていることを確認する。

- (1) 次に掲げる手引書等については、本会が承認したもの（又はその写し）
 ((a)から(d)は省略)
- (2) その他の手引書等
 - (a) 火災制御図（**11 編 3.5.1**）
 - (b) IGF コードもしくはこれを取り入れた国内法規又はその写し（**鋼船規則 GF 編 17.2.2-1.**）
 - (c) 電圧総合波形ひずみ率計算書（**鋼船規則 H 編 1.1.6**）
 - (d) 高調波フィルタ運用手引書（**鋼船規則 H 編 1.1.6**）
- ((3)は省略)

2.3 海上試運転及び復原性試験

2.3.1 海上試運転*

-1.を次のように改める。

-1. すべての船舶の登録検査では、満載状態で、かつ、穏やかな海象・気象状態及び十分深い海域で、原則として次の**(1)**から**(~~10~~11)**に示す試験を行う。ただし、満載状態で海上試運転を行うことが困難な船舶にあっては、他の適当な喫水で行って差し支えない。

- (1) 速力試験
- (2) 後進試験
- (3) 操舵試験及び主操舵装置から予備操舵装置への切換え試験
- (4) 旋回試験
 ただし、同型船の旋回試験の成績により十分な資料が得られる場合で、特に本会が承認したときは、各船舶毎の旋回試験を省略することができる。
- (5) 機関の作動試験、その他運転中における船舶の状態について異常のないことの確認
- (6) ウィンドラスの効力試験
- (7) 主機又は可変ピッチプロペラ、ボイラ及び発電装置の自動制御及び遠隔制御を行うための装置の作動試験
- (8) ボイラの蓄気試験
- (9) 推進軸系のねじり振動計測
- (10) 電圧総合波形ひずみ率計算書の確認及び高調波フィルタ運用手引書の有効性の確認
- ~~(10)~~ **(11)** その他本会が必要と認める試験

10 編 電気設備

2 章 電気設備及びシステム設計

2.12 として次の 1 節を加える。

2.12 半導体電力変換装置

半導体電力変換装置は、鋼船規則 H 編 2.12 の規定によらなければならない。

附 則（改正その3）

1. この規則は、2017年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われ、かつ、施行日以降に高調波フィルタが新たに搭載されない船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

2 編 船級検査

3 章 定期的検査及び機関計画検査

3.7 機関の中間検査

3.7.3 開放検査

(2)を次のように改める。

次の**(1)**及び**(2)**につき、開放検査を行う。

(1)は省略)

(2) ボイラ等

ボイラ及び熱媒油設備は、次の**(a)**から**(h)**に従い検査を行う。

- (a) マンホール、掃除穴及び検査穴の蓋を取り外してボイラ内を検査する。また、検査員が必要と認めるときは、その指示する部分の外衣を取り外して検査する。
- (b) 過熱器、節炭器及び排ガスエコマイザを検査する。
- (c) ボイラ及び熱媒油加熱器の火炉、燃焼室及び煙室の扉を開き内部を検査する。
- (d) ボイラに属する弁及びコックの要部を開放して検査し、また、これらをボイラに取り付けるボルト又はスタッドを検査する。
- (e) 検査員が必要と認めるときは、ボイラ板の厚さ、支柱の径及び管及び熱媒油加熱管の厚さを計測する。
- (f) 検査終了後、ボイラ及び過熱器の安全弁を制限圧力の 3%を超えない範囲内での作動状態の調整を行う。なお、安全弁の調整用に使用される圧力計については、適切に校正されていることを確認する。また、熱媒油加熱器にあっては、逃し管の現状を検査する。安全弁を備える熱媒油加熱器に対しては安全弁の吹き出し圧力を確認する。
- (g) 蒸気発生装置及び捕鯨船等の漁獲物処理に用いられる圧力容器で内部に蒸気を蓄えるものについては、ボイラに準じて検査する。
- (h) 上記**(a)**から**(g)**の検査終了後、安全装置、警報装置及び自動燃焼装置が装備されているときは、各装置が有効に作動することを確認する。
- (i) 上記**(a)**から**(c)**の検査において、内部空間の制限（小型のボイラ及び／又は狭い内部空間）により目視検査が実施できない場合、当該検査を本会が適当と認める水圧試験又はその他の確認方法とすることができる。

附 則（改正その４）

1. この規則は、2017 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

10 編 電気設備

2 章 電気設備及びシステム設計

2.7 ケーブル

2.7.1 を次のように改める。

2.7.1 一般*

ケーブルは、国際電気標準会議規格（以下、「*IEC*」という。）60092 に適合するもの又はこれと同等以上のものでなければならない。ただし、光ファイバーケーブル、フレキシブルケーブル等、特殊な用途に使用されるケーブルにあっては、本会が適当と認めた規格に適合するもの又はこれと同等以上のものとして差し支えない。また、ケーブルの敷設等については、本 **2.7** の規定に適合しなければならない。

附 則（改正その5）

1. この規則は、2017 年 7 月 1 日から施行する。

高速船規則検査要領

要
領

2017 年 第 1 回 一部改正

2017 年 6 月 1 日 達 第 24 号
2017 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

2017 年 6 月 1 日 達 第 24 号
高速船規則検査要領の一部を改正する達

「高速船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その 1

2 編 船級検査

3 章 定期的検査及び機関計画検査

3.10 機関計画検査

3.10.4 として次の 1 条を加える。

3.10.4 定期的な検査

規則 2 編 3.10.4(1)にいう「効力試験（海上試運転）」とは、次の(1)から(13)に掲げる項目について計測を行い、適当であることを確認する海上試運転をいう。ただし、本会が適当と認める場合、計測項目はこの限りではない。なお、入渠前に上記の各項目が事前に計測され、機関長及び船舶所有者又は船長による署名、押印の上、提出された場合、当該データが適当であることが確認できれば、上記の試験に代えて係留運転として差し支えない。

- (1) 負荷 (%)
- (2) 回転速度
- (3) 出力
- (4) 燃料油ポンプラック
- (5) シリンダ内最大圧力（最大値及び平均値）
- (6) 排気温度（最大値及び平均値）
- (7) 冷却水圧力（最大値及び平均値）
- (8) 冷却水温度（最大値及び平均値）
- (9) 潤滑油圧力（最大値及び平均値）
- (10) 潤滑油温度（最大値及び平均値）
- (11) 可変ピッチプロペラ翼角
- (12) 室温
- (13) 使用運転時間

附 則（改正その 1）

1. この達は、2017 年 6 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 編 船級検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 を次のように改める。

2.1.2 提出図面その他の書類

-1. 規則 2 編 2.1.2-6.にいう「本会が別に定めるところ」とは次をいう。

- (1) 承認済図面及び書類を用いて船舶を建造する場合には、承認済図面使用願（同型船に対する図面提出省略願）と以下の図面を各 3 部提出すること。
 - (a) 一般配置図
 - (b) 中央横断面図
 - (c) 鋼材配置図（金属製船体の場合）
 - (d) 外板展開図（金属製船体の場合）
 - (e) 積層要領図（FRP 製船体の場合）
 - (f) 機関室全体装置図
 - (g) 軸系装置図
 - (h) 機関室配管系統図
 - (i) その他本会が必要と認める図面及び資料等
- (2) 承認済図面及び書類を用いて機関を製造する場合には、承認済図面使用願（同型船に対する図面提出省略願）と以下の図面を各 3 部提出すること。
 - (a) 主要な機関要目
 - (b) 図面番号、資料番号及び承認年月日
 - (c) 充当された船舶の船名及び船級番号又は造船所名及び船番
 - (d) 標準構造図面承認又は量産承認を受けたものにあつては、その承認番号
- (3) 既に承認されている図面及び書類に基づく計画を変更しようとする場合又は承認したときと適用規則が変わっている場合には、工事に先立って変更箇所を示した必要な図面及び書類を提出して本会の承認を得ること。

-2. 規則 2 編 2.1.2-1.(2)(j)ii)4)i)にいう「電圧総合波形ひずみ率計算書」には、次の内容を含むこと。

- (1) 高調波フィルタが故障した際に起こり得る電圧総合波形ひずみ率についての計算結果
- (2) 規則 10 編 2.1.2-4.の適用上、配電系統における電圧総合波形ひずみ率の許容値

-3. 規則 2 編 2.1.2-1.(2)(j)ii)4)ii)にいう「高調波フィルタ運用手引書」には、次の内容を含むこと。

- (1) 通常の運転時に制限以下の電圧総合波形ひずみ率を維持した場合に許容される配電系統の運転モード
- (2) 高調波フィルタの連続動作に何らかの異常発生した場合に許容される配電系統の

運転モード

-4. 前-2.及び-3.の資料は高調波フィルタを配電系統に搭載した事業者が提出すること。

2.3 海上試運転及び復原性試験

2.3.1 海上試運転

(10)を(11)に改め、(10)として次の1号を加える。

海上試運転において行われる各試験の内容は、次のとおりとする。

((1)から(9)は省略)

(10) 規則 2 編 2.3.1-1.(10)に規定する「電圧総合波形ひずみ率計算書の確認」は、該当する母線の電圧総合波形ひずみ率を測定し、電圧総合波形ひずみ率計算書に記載された許容値を超えていないことを確認する。

~~(10)~~**(11)**その他本会が必要と認める試験

試験項目には、少なくとも、次の(a)から(c)に示す試験を含むこと。

- (a) 複数個のプロペラ又はウォータージェット推進装置を備える船舶にあっては、1つ又はそれ以上のプロペラ又はウォータージェット推進装置を使用しない状態での運転試験
- (b) 船舶が操船又は停止のための補助装置を備えている場合にはそれらの効力試験
- (c) 推進用歯車であって歯幅（やまば歯車の場合には中みぞを含む）が 300 mm を超えるもの又は歯幅とピッチ円直径との比が 2 を超えるものにあっては、適当な塗料を歯面に薄く均一に塗布して歯当たり試験

10 編 電気設備

2 章 電気設備及びシステム設計

2.1 一般

2.1.2 電圧及び周波数

-3.を次のように改める。

-3. 規則 10 編 2.1.2-4.にいう「本会が特に認める場合」とは、次をいう。

- (1) 半導体電力変換装置が接続される~~給電配電~~系統において、高調波フィルタ等の高調波成分の影響を減少させる適切な方法を採用し、~~給電配電~~系統に接続される他の電気機器の安全な運転が確保され、かつ電圧総合波形ひずみ率（THD）が 8%を超えない場合。
- (2) 電気推進船において、推進用半導体電力変換装置が接続される~~給電配電~~系統が他の船内~~給電配電~~系統から独立した閉回路であって、電圧総合波形ひずみ率（THD）が 10%を超えない場合。

附 則（改正その2）

1. この達は、2017年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われ、かつ、施行日以降に高調波フィルタが新たに搭載されない船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

2 編 船級検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 を次のように改める。

2.1.2 提出図面その他の書類

-1. 規則 2 編 2.1.2-6.にいう「本会が別に定めるところ」とは次をいう。

（(1)から(3)は省略）

-2. 規則 2 編 2.1.2-1.(2)(h)vi)にいう図面及び資料とは、鋼船規則検査要領 D 編附属書 D18.1.1「コンピュータシステム」に掲げるものを標準とする。この場合、既に本会の使用承認を受けた機器及び装置にあっては、船舶毎に仕様の異なる部分の図面及び資料として差し支えない。

9 編 機関

12 章として次の 1 章を加える。

12 章 自動制御及び遠隔制御

12.1 一般

12.1.1 適用

-1. 自動船位保持装置（DPS）が主機の自動制御及び遠隔制御を行うための設備の一部として装備される場合には、規則 9 編 12 章の規定を適用する。

-2. 規則 9 編 12.1.1-3.にいう「本会が必要と認める機器及び装置」とは、一般に次の(1)から(4)に示す用途に使用されるものをいう。この場合、シーケンサ等のプログラマブルコントローラを含むものとする。

(1) 規則 9 編 12.1.1-1.に掲げる機器及び装置の制御システム

(2) 鋼船規則 D 編 18.2.5 に規定する警報システム

(3) 規則 9 編 12.1.1-1.に掲げる機器及び装置の安全システム

(4) 鋼船規則検査要領 D 編附属書 D18.1.1 表 2.1 に関連する制御システム、警報システム及び安全システム

-3. -2.にかかわらず、次の(1)から(4)に掲げる設備及び機器等については、規則 9 編 12.1.1-3.にいう「本会が適当と認める装置及び機器」に含めない。

(1) 安全設備規則に規定する航海設備

(2) 無線設備規則に規定する無線設備

(3) 復原性計算機

(4) 積付計算機

-4. 規則 9 編 12.1.1-3.にいう「本会の別に定めるところ」とは、鋼船規則検査要領 D 編附属書 D18.1.1「コンピュータシステム」をいう。

附 則（改正その3）

1. この達は、2017年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

2 編 船級検査

3 章 定期的検査及び機関計画検査

3.6 として次の 1 節を加える。

3.6 機関の年次検査

3.6.1 現状検査

規則 2 編 3.6.1 にいう現状検査に関し、高調波フィルタを備える配電系統（ポンプモータ等、単一の機器のみに使用されるものを除く。）をもつ船舶にあっては、現状良好であることを確認するとともに次の(1)又は(2)の確認を行う。

- (1) 次の(a)又は(b)の配電系統に備えられる高調波フィルタにあっては、規則 H 編 2.12.4-1.に規定する電圧総合波形ひずみ率の記録を確認する。
 - (a) 2017 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶の配電系統
 - (b) 2017 年 7 月 1 日前に建造契約が行われる船舶の配電系統であって、2017 年 7 月 1 日以降、新たに高調波フィルタを搭載したもの
- (2) 前(1)(a)又は(b)のいずれにも該当しない高調波フィルタの正常な動作を確認するため、直近の航海において、プラント全体の稼動を代表する航海状態における母線の電圧総合波形ひずみ率の最大値が測定されていることを確認し、当該測定値が、電圧総合波形ひずみ率の許容値以下であることを確認する。

附 則（改正その 4）

1. この達は、2017 年 7 月 1 日から施行する。